廃棄物の適正な処理の促進に関する条例での排出事業者への措置強化について 中間とりまとめ に対する県民意見の募集結果について

1 意見募集期間

平成 29 年 11 月 18 日 (土) から 平成 29 年 12 月 18 日 (月) まで

2 意見の提出方法の内訳

提出方法	提出件数
郵 便	3
ファックス	1
電子メール	28
計	32

3 中間とりまとめに対する御意見の概要及び御意見に対する考え方(案)

番号	頁数	御意見の概要	御意見に対する考え方(案)		
3 食	3 食品廃棄物の不適正処理事案発生の要因 (1) 排出事業者				
1		ダイコーが一般廃棄物処理業の許可を有していないにもかかわらず、事業系一般廃棄物を委託している排出事業者がいた。一般廃棄物の処理において、市町村の規制権限が及ばない第三者が契約に介在し、あっせん仲介代理等の行為について、適正な処理の確保に支障を生じさせるおそれがあるため、改めて周知徹底をお願いしたい。	事業系一般廃棄物の適正処理については、引き続き、一般 廃棄物の統括的処理責任を有する市町村に対して、事業者 への周知徹底及び適切な指導を行うように求めていきます。 また、排出事業者向けリーフレットを作成・配布し、立入検査 時等に排出事業者に対して周知を図っていきます。		
2	4	ダイコーの処理料金は一般的相場と比べると著しく安かったということであり、 委託基準違反であれば排出事業者ごとに責任があり、処理費用が回収できると 思われます。 平成29年6月20日環境省発表の「食品廃棄物の不正転売事案について(総括)」において、廃棄物処理法に基づく厳格な行政対応が必要と指摘されています。厳格な行政対応とは何か、愛知県の見解を教えてほしい。	監視体制の強化、廃棄物処理業者・排出事業者に対する指導強化、食品廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進に取り組むとともに、今回の条例改正により排出事業者への措置強化を図っていきます。		
3	4	排出事業者に年1回程度アンケートを実施し、処理費の標準単価等の情報を 排出事業者向けに提供できないか。	廃棄物の性状や委託量、処理方法等、排出の状況が多岐に渡るため、一律の基準による算定は難しく、標準単価を示すことは困難であると考えます。 今後、国が適正処理料金を判断するための情報を提供予定と聞いています。		

番号	頁数	御意見の概要	御意見に対する考え方(案)	
3 食	3 食品廃棄物の不適正処理事案発生の要因 (3)行政			
4	4	ダイコーに処理委託していた排出事業者の中には、実地確認を行っていた事業者でも、県の立入検査でも不正を見抜けなかった。 このため、排出事業者に実地確認を義務付けても、不正防止は不可能であり、行政による立入検査機能を強化することが重要である。 (同趣旨の意見:全3件)	再発防止のため、立入検査チェックシート及び立入検査マニュアルの作成、関係機関(国、市町村、保健所)との合同立入検査の実施、監視指導を担当する職員に対する研修の充実など監視体制の強化を図っています。 また、排出事業者に対しては、排出事業者実地確認研修を開催し、実地確認に必要な知識、技能の習得を図っています。	
4 県	•国の再	F発防止対策 (1)県の対応 ②排出事業者への対応		
5	5	排出事業者の「排出事業者責任」の意識が不十分であり、排出事業者による 温度差も感じる。 処理業者だけでなく排出事業者に対しても、廃棄物処理法について周知すべ きである。 (同趣旨の意見:全5件)	今回の条例改正で排出事業者への措置強化を図り、排出事業者の意識向上を図っていきます。 なお、県では、排出事業者に対する指導強化として、排出事業者向けリーフレットの作成・配布、排出事業者の業界団体が主催する研修等への講師の派遣、排出事業者実地確認研修会の開催などの他、排出事業者への立入検査時においても、廃棄物処理法及び関係法令遵守の周知を図っています。	
5 課	題及び	対応の方向性		
6	7	廃棄物処理法で努力義務である「排出事業者による委託先の処理状況の確認」は、愛知県条例で義務化されているので上乗せは不要です。	今回の改正は、条例で義務化されている処理状況確認の実 効性を高めるために、勧告・公表規定を追加するものです。	
7	7	産業廃棄物処理業者の法令遵守はもちろんだが、排出事業者の処理状況の確認も義務化しなければこういった問題はなくならないと思う。	条例では、排出事業者に対し、処理を委託する場合の確認 が既に義務化されています。	
8	7	指導強化により、処理・リサイクル会社は、対応が増えるだけでメリットは感じず、今以上に業務負担がかかると懸念している。 支援策である「優良事業者認定取得会社」への現地確認免除についても、企業内の環境管理活動と相反して視察件数は減少していない。 (同趣旨の意見:全3件)	優良産業廃棄物処理業者の認定を受けた処理業者に委託 した場合には、実地確認を省略することができる等の措置を規 則等で明示するとともに、その内容を排出事業者に対して周 知していきます。	

番号	頁数	御 意 見 の 概 要	御意見に対する考え方(案)	
9	7	排出者は、中間業者に廃棄物を渡すだけでよく、そこから先の現地確認も含めた廃棄物の処分の委託とする。	廃棄物処理法では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定されています。 廃棄物処理法の趣旨等から、排出事業者は原則として、自ら排出した廃棄物の処理確認等を自ら行うべきと考えます。	
5 課	題及び	対応の方向性 (1)実施確認義務(条例第7条)に係る勧告、公表規定の追加	П	
10	7	勧告・公表のペナルティを課すことについては評価するが、それでも不祥事が 生じ、残置物を撤去すべき事態が生じた場合を想定し、確認義務を怠った者に 行政処分を課す制度としてほしい。	排出事業者に対しては、勧告、公表を行うことで不適正な処理を生じさせないよう取り組んでいきます。	
11	7	実地確認義務に違反があり、それを勧告しても従わない場合、速やかに県に 通報する規定にしてはどうか。排出事業者に公表を求めても実行しないと思い ます。	今回の条例改正では、処理状況確認を行っていない排出事業者に対し、知事が勧告を行い、勧告に従わなかった場合、 その内容等を公表できる旨の規定を追加するものです。	
12	8	排出事業者が実地確認をする場合に、どこを見れば良いかわからないため、 条例の具体的な運用プロセスやガイドライン、チェックリストの提示など、何を確 認すれば良いのかを明確にしてほしい。自分たちの現場から出たものがどのよ うに処理されたかを見に行っても判別できないのが現実である。 (同趣旨の意見:全2件)	確認内容・頻度等を明確化することを、別途、検討していきます。	
13	8	定期的な確認の頻度を年1回以上とするとあるが、発生場所や、委託の期間、 排出の頻度など、委託の形態は多岐にわたる。「定期的な確認」の頻度の考え 方について、できるだけ様々なケースを想定し、具体的に例示してほしい。	確認内容・頻度等を明確化することを、別途、検討していきます。	
5 課	5 課題及び対応の方向性 (2)処理を委託する場合における確認等の義務の対象外とする場合の規則等への明文化			
14	8	年間委託量が少ない排出事業者に対しては、実地確認を不要としてほしい。 (同趣旨の意見:全2件)	廃棄物の処理委託量が少ないことのみをもって、実地確認 義務の対象外とする規定を設けることは考えていませんが、実 地確認の例外等を設けることを記載しています。	

番号	頁数	御意見の概要	御意見に対する考え方(案)
15	8	実地確認を「不要」とするといった表現は、排出事業者が何も確認を実施しなくてもよいと認識してしまうため、別の表現にした方がよいと考える。	御意見を踏まえ、再検討します。
16	9	中小企業では、人員不足等により年1回以上の現地調査は不可能である。企業規模(従業員数や資本金額等)によって頻度を段階的に分けてはどうか。	中小企業や個人事業主にとって、実地確認を行うことは負担も大きく、事業者自らが実地に調査することが困難な場合もあるため、第三者による確認も許容しております。
17	9	優良認定事業者に委託した場合には、実地確認は不要としているが、認定を 受けた業者が少ないため、今後、優良認定事業者を増やしていくべきと考えま す。	県主催の優良化セミナーを開催する等、産業廃棄物処理業者に対して優良認定制度の周知を図り、優良認定の取得を推進していきます。
18	9	優良産業処理業者認定が継続されているのか、排出事業者側では常に把握 できるよう、取り消し情報等が公表されるべきと考える。	取消情報等の公表は、現在も行っておりますが、情報の更新 頻度を高めるなど対応を検討していきます。
19	9	多量排出事業者であっても事業者の規模(例えば従業員数など)等よって、第 三者による確認を許容することが必要である。	御意見を踏まえ、再検討します。
20	9	多量排出事業者に該当するか否かは、建設業の場合は受注状況により年々変化するため、多量排出事業者も第三者による確認を可能にしてほしい。	御意見を踏まえ、再検討します。
21	9	優良産廃業者であっても不正が起きることはある。中小事業者への配慮が必要だとしても、親子会社や同業者という問題が起きがちな第三者によるものではない方策を考えるべきである。	優良認定を受けた産業廃棄物処理業者であっても、排出事業者は処理状況を間接的に確認する義務はあります。また、第三者による確認を行った場合であっても、その確認の状況を、書面による調査結果の報告等により、排出事業者が確実に把握する必要があることとしています。
22	9	排出事業者が実地による確認を親子会社などに行わせる場合は、親子会社の定義を資本比率等で明確にするなど、要件を限定すべきである。 (同趣旨の意見:全2件)	親子会社については、会社法に基づく親会社、子会社を想 定しており、規則等で示すことを検討していきます。

番号	頁数	御意見の概要	御意見に対する考え方(案)
23	9	平成29年3月21日環境省発出の通知について、「規制権限の及ばない(省略)これらの判断を第三者に委ねるべきではない」とあります。(第三者の排除が通知の趣旨と考えます。)幅広く解釈されるおそれのある「第三者」という文言は削除してほしい。 (同趣旨の意見:全2件)	中間とりまとめにおいて、限定した「第三者」である旨の表現としています。
24	9	排出事業者への措置強化としては、第三者による適正処理の有無の確認も必要かと思います。	事業者自らが実地に調査することが困難な場合には、親子会社等の第三者による確認も許容しております。
25	9	PCBの安定器などは、国により処理委託先が決められているため、PCBの処理業者は、実地による確認の義務の対象から外すべきと思う。 同様に、特殊な廃棄物で処理できる業者が少なく、委託先を選択する余地がない場合も、実地による確認の義務の対象から外すべきと思う。	御意見を踏まえ、再検討します。
26	9	「廃棄物に関する知識を有する」ことについて、「特別管理産業廃棄物管理 責任者」、「産業廃棄物処理施設技術管理者」等の資格を明確にするべきであ る。	「廃棄物に関する知識を有する」者として、廃棄物処理法に 基づく技術管理者等、規則等で示すことを検討していきます。
その化	<u>h</u>		
27	-	「環境省の総括」では、排出事業者による回収量は撤去量合計の68.9%とあり、3分の1近くが排出事業者が不明というのは問題である。排出事業者責任の強化という趣旨に沿っても継続的な調査をお願いしたい。	撤去又は回収された廃棄物のうち、約3分の1は腐敗等により 既に原型を留めていないなど、排出事業者を特定することが できませんでした。
28	ı	産業廃棄物税の分担範囲を中間処理場への搬入等まで拡大する。	産業廃棄物税は、資源を循環させることを目的としており、中間処理業等への適用は、産業廃棄物税の導入趣旨ではないと考えます。
29	-	愛知県環境審議会(廃棄物部会)のメンバーに、民間業者(産業廃棄物処理 業者、排出事業者)を入れていただきたい。 (同趣旨の意見:全5件)	廃棄物部会の構成員は、法律、経済、技術の専門家及び県 民の代表から構成されており、幅広い視点から審議されている ものと考えています。また、パブリック・コメントにより県民から幅 広く意見を求めています。

番号	頁数	御意見の概要	御意見に対する考え方(案)
30		ダイコー事案における排出事業者の違法性を追求すべき。県側は、排出事業者名をある程度確認している以上、事業者名の公表も罰則もなしというのはどうなのか。	今回の事案では、廃棄物処理法に基づく処理困難通知を受けた排出事業者は、新たに費用を負担して、ダイコーに委託した廃棄物を自主回収しています。 また、排出事業者が全て判明していない状況で、判明している排出事業者のみ公表することは公平性に欠けると考えています。
31	_	最後は倒産で、県費による処理は許されない。認可時に、相当額の保証金を 積み立て、供託させるべきではないか。	処理業者への維持管理積立金制度については、国に対して制度の創設を要望しているところです。
32	-	事業系一般廃棄物においては、改めて、平成20年環境省発出の「指針」に記載されているとおり、「一般廃棄物会計基準」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物の指針」及び「一般廃棄物処理有料化の手引き」の3つのガイドラインを活用してごみ処理基本計画の見直しをお願いします。	一般廃棄物については、市町村が定める一般廃棄物処理計画に従って市町村の責任の下で、その処理を行わなければならないものとされていますが、市町村等が行う廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう市町村に対して各種ガイドラインの周知を図っていきます。
33	ı	今回のような事案の根絶のためには、排出事業者の意識改革が最高最良であることは言うに及びません。この部分においての(仕組みづくり)を国・県に具体的な措置を要求します。	排出事業者向け研修会や立入検査等において、排出事業 者や産業廃棄物処理業者等への周知徹底を図っております。
34		食品廃棄物に対しては、以前より処分場での問題が多くあり、現在では、処分場が処理中の写真を撮り、排出事業者に提出して安心を約束する業者に発注している現状です。	排出事業者による日常的な処理状況の確認としては良い対 応と考えます。
35	ı	食品廃棄物の屋外での保管を原則禁止する基準の設定、若しくは建設廃棄物、廃タイヤ同様、面積100m ² 以上の屋外の土地で保管する場合の届出制度を条例で定めていただきたい。	県の要綱では、生活環境の保全上の観点から、屋外保管できる産業廃棄物を限定しており、動植物性残さ(食品廃棄物)は屋外保管することは認めておりません。
36	-	廃棄物の適正処理には、排出事業者に専門的な知識を有する者の配備・定期パトロールの義務化することや、排出事業者と処理業者との意見交換(処分場の現況説明)や勉強会・処理状況の把握が大事だと思います。	今後の参考にさせていただきます。

番号	頁数	御 意 見 の 概 要	御意見に対する考え方(案)
37	_	ダイコーの不適正な行動に同調した食品卸売業者・販売した小売り業者への強化策は図られているのか疑問である。知らなかったでは許されないと考える。 監督官庁が違うのであろうが「流通責任」についても罰則を強化していただきたい。	御意見は、担当部局に情報提供します。
38	_		実地確認については、第三者による確認を行った場合であっても、その確認の状況を、書面による調査結果の報告等により、排出事業者が確実に把握する必要があることとしています。
39	-	不適正事案が起きてしまった場合は、排出事業者の具体的な過ちの公表も (事業者名まで公表しなくとも、)積極的に行うのが良いと考えます。それらを参 考にすることにより、排出事業者が委託を行うにあたり、精度の向上に繋がると 考えます。	今後の参考にさせていただきます。
40	-	中間とりまとめのとおりで問題ないと考えます。 (同趣旨の意見:全4件)	_